平成２７年（フ）第４９４号
熊本市南区出仲間５丁目５番14号　南の２、住民票上の住所熊本県天草郡苓北町坂瀬川972番地１
債務者　溝上　勝弘
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目10番市10―404号
債務者　下吹越麻美
１　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
鹿児島県鹿屋市王子町4331番地５グランシャリオＢ棟101号
債務者　宮良　康泉
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
広島県福山市奈良津町１丁目２番20号
債務者　石川電工社こと　石川　洋三
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５３号
広島県福山市津之郷町大字加屋211番地７
債務者　吉永　　勝
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１６０号
広島県福山市走島町27番地35
債務者　宮地　啓三
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４９９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番12―402号
債務者　深井　恵子（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６９号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊82番地１
債務者　三上　昇樹
１　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１３６６号
名古屋市東区豊前町２丁目68番地の６　山田ビル北館403号
債務者　家田　町子
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２号
松江市八幡町22番地８、前住所松江市東津田町850番地４　ＳＵＮＮＹコア・Ｔ206号
債務者　松浦　孝雄（旧姓嵐谷）
１　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３５８号
名古屋市中川区小本２丁目13番24号　ピアときわ203号
債務者　中屋　和美
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
北海道浦河郡浦河町堺町西５丁目４番７号　ハイツ北照Ⅲ５号室
債務者　土屋　友彦
１　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１２７１号
名古屋市守山区森宮町303番地の１　アンデフィ103号、従前の住所名古屋市名東区香流３丁目1016番地　ライオンズマンション香流第２　304号
債務者　西村　　恵
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９７号
名古屋市昭和区汐見町122番地の２　コーポ小川103号
債務者　松本　隆浩
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２５号
（前住所）高知県須崎市中町１丁目７番５号
債務者　濵田　久美
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２５０号
鹿児島県指宿市西方3996番地　ダイシンビソウ　104、前住所福岡市博多区麦野２丁目19番11号
債務者　新留　祥子（旧姓森）
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７０号
福岡市南区高木１丁目８番12―104号
債務者　田中　美紀
１　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部